

病児保育施設「ちっこハウス」

“みやま市病児一時預り事業”

事業目的

この事業は、生後3か月から小学生までのお子さんが病気の「回復期」等で、集団生活が困難であり、かつ、昼間家庭で育児できない場合に、「一時預り」を行うもので、保護者の「子育てと就労の両立」を支援し、児童の健全育成を目的としています。

場所 筑後市立病院横 病児保育施設「ちっこハウス」



こんなときに利用できます

- 子どもが風邪をひいて、まだ保育園や幼稚園、学校に行かせるのはちょっと心配
- 下痢で投薬しながら食事療法をしている
- 水ぼうそう、おたふく風邪、インフルエンザなどで、まだ登園（登校）許可が出ない
⇒でも、仕事を休めないし、子どもを預ける人もいない・・・

利用時間

月曜日～土曜日 **午前8時00分～午後6時00分**

※閉所日 第3土曜日、国民の祝日、8月15日及び12月30日から翌年1月3日

利用料金

※令和5年4月1日から利用料金変更
(福岡県病児保育利用料無償化事業費補助金の対象となる県内居住者のみ)

居住地		金額	
		一日利用	半日利用
県内	市内居住の方	2,000円 ⇒ 0円	1,000円 ⇒ 0円
	市外居住で市内へ通勤の方	3,000円 ⇒ 1,000円	1,500円 ⇒ 0円
	市外居住の方	4,000円 ⇒ 2,000円	2,000円 ⇒ 0円
県外	県外居住で市内へ通勤の方	3,000円	1,500円
	県外居住の方	4,000円	2,000円

※半日利用とは、午後1時00分まで又は午後1時00分以降の利用に限ります。午後1時00分をまたいだ場合は、利用時間に関わらず一日扱いとなります。

【問い合わせ】

- 病児保育施設「ちっこハウス」
筑後市大字和泉917-1（地方独立行政法人筑後市立病院横）
TEL/FAX 0942-52-2577
- みやま市子ども子育て課子ども子育て係
TEL 0944-64-1535 FAX 0944-64-1519

「ちっこハウス」の利用方法

利用手順

1. 事前登録

「病児一時預り事業登録申請書」をご記入いただき、「ちっこハウス」に提出してください。
なお、年度ごとに登録申請が必要となります。

2. 施設を予約

利用する日の前日（前日が閉所日の場合は利用日直前の開所日）に予約してください。

※ 当日の予約受付は**利用人数が3名（または6名）に達しなかった場合のみ受付します。**

受付時間：**午前8時00分～午後6時00分（※先着順）**

予約方法：利用前日又は当日に、かかりつけ医の先生から「連絡票」を書いてもらい、「ちっこハウス」に電話（0942-52-2577）又は来所（ちっこハウス）してください。

定 員：6名（キャンセル待ちは受け付けます。）

3. かかりつけ医受診

予約日までに、かかりつけ医を受診し、専用の「連絡票」を書いてもらってください。

4. 施設で利用申請

利用日当日に「連絡票」、「病児一時預り事業利用申請書」及び「病児一時預り事業登録申請書」（事前登録がお済みでない方のみ）と一緒に、利用申請を行い、料金をお支払いの上、一時預かりをご利用ください。また、その他持参するもの（下記参照）を準備して、来所してください。

※注意事項

① 連絡票がないとご利用できません。

市外の医療機関を「かかりつけ医」にされている方は、あらかじめみやま市役所の子ども子育て課又はちっこハウスより連絡票をもらっておいてください。（ホームページからダウンロード可）

② お問い合わせいただいた時点で予約が定員数に達している場合、受入れをお断りさせていただきますので、ご了承ください。

③ お子さまの状態を確認させていただきますので、時間に余裕を持ってお越しください。

④ キャンセルされる場合は必ずご連絡をお願いします。

※キャンセル待ちの方がいらっしゃる場合がありますので、お早めにお知らせください。

持参するもの（名前を書いておいてください）

◆乳児はミルク、哺乳びん（ミルクは要持参。1回分ずつ容器に入れて持参ください。）

◆お弁当（持参ない場合は、実費が必要です。なお、注文時間は**午前9時15分迄**）

◆おやつ（1日利用の場合は、午前と午後の2回分） ◆お茶、麦茶、清涼飲料水など

◆母子手帳 ◆服薬中のくすり、解熱剤、冷却シート ◆紙オムツ、おしり拭き、汚れ物入れ

◆タオル、着替え一式2組（心配な場合は多めに） ◆おもちゃ、好きな本やDVDなど

《注意！》

※けが、障害及び重度のアレルギー体質等により、受け入れが困難と判断した場合は、予約の取り直し又は途中退所を求められることがあります。

※感染症の種類によっては、預かりをお断りさせていただく場合があります。

※当施設の隔離室は、簡易的な部屋です。

※容体が悪化した場合は、保護者に連絡し、保護者の責任で「かかりつけ医」へ受診していただきます。（ただし、緊急時は保護者への事前承諾なしに医療機関へ受診する場合があります。また、その場合の医療費等は保護者に負担していただきます。）